

川崎市告示第18号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定に基づき、次の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域として指定しますので、同条第3項の規定に基づき告示します。

令和8年1月13日

川崎市長 福田 紀彦

1 形質変更時要届出区域の所在地

川崎市川崎区池上町2番1、12番1の各一部

川崎市川崎区水江町5番1、6番1、6番3、6番4、6番5、6番6の各一部(別図のとおり)

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

ふつ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

該当なし

4 土壤汚染対策法施行規則(平成14年環境省令第29号)第58条第5項第10号から第13号

までの該当の有無

土壤汚染対策法施行規則第58条第5項第12号に該当する